

この保険契約に適用される保険約款の説明

1. この保険契約の内容は、保険約款に記載されています。当社は保険約款に基づいて、保険金を支払います。
 - (1) 保険約款は、普通保険約款および特約から構成されています。
 - (2) 普通保険約款と特約の記載内容が重なっている場合には、特約の内容が優先して適用されます。
2. この保険契約に適用される保険約款において、次表に掲げる用語の定義は、この保険約款に共通のものとして、それぞれ同表に定めるところに従います。ただし、別途定義がある場合はその定義に従います。

この保険約款全般に共通する用語の説明一定義（50音順）

あ	さ
か	再取得価額 損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
解除 当社からの意思表示によって、この保険契約およびこの保険契約に付帯された特約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。	残存物取片づけ費用 損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
解約 保険契約者からの意思表示によって、この保険契約およびこの保険契約に付帯された特約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。	時価額 保険の対象の再取得価額から使用による消耗分（減価分）を控除して算出した額をいいます。
危険 損害の発生の可能性をいいます。	支払責任額 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
危険増加 告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。	失効 保険契約の全部または一部の効力を、将来に向かって失うことをいいます。
告知事項 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。(注) (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。	親族 6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
高齢者施設 有料老人ホームおよび特別養護老人ホームのうち、個室(準個室(多床室を間仕切り等で区切ったもの)を除く)を有する施設をいいます。	水災 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等によって生じた事故をいいます。
	雪災 豪雪、雪崩等 ^{なだれ} によって生じた事故をいいます。ただし、融雪洪水を除きます。

騒擾^{じょう}およびこれに類似の集団行動

群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。

損害

偶然な事故によって保険の対象に生じた損害をいい、事故の際に消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。

損害額

当社が第1章家財補償条項4条（保険金をお支払いする場合）の規定に従い、損害保険金として支払うべき損害の額をいいます。

た

建物

土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。

他の保険契約等

この保険契約における保険の対象なる被保険者所有の家財について締結された第1章家財補償条項4条（保険金をお支払いする場合）の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

通貨等

通貨および小切手をいいます。

な

は

配偶者

婚姻関係にある者の相手方で、内縁関係にある者（法律上の婚姻届出が提出されていない事実上の婚姻関係にある者をいいます。）を含みます。

破裂または爆発

気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

被保険者

保険の補償を受けられる方（ただし、損害賠償請求権者および質権者は含みません。）をいいます。具体的な被保険者の範囲は、各補償条項および特約ごとに定めています。

風災

台風、旋風、暴風、暴風雨等によって生じた事故をいいます。ただし、洪水、高潮等を除きます。

普通保険約款

高齢者施設入居者家財保険普通保険約款をいいます。

暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

保険期間

この保険契約に基づき補償の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券の保険期間欄に記載された期間をいいます。

保険契約者の住所または通知先

保険証券記載の保険契約者の住所または通知先をいいます。なお、第2章基本条項6条（契約後に通知いただく事項－保険契約者の住所変更）の規定による通知があった場合はその住所または通知先をいいます。

ま

無効

保険契約のすべての効力を契約時にさかのぼって失うことをいいます。

免責金額

お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

や

預貯金証書

預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

ら

(注2) 被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

2. 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(注1)に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (3) 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) 1号から3号の事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

(注2) 使用済燃料を含みます。

(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

6条 支払保険金の計算

1. 当社の支払う損害保険金の額は、1回の事故につき、次の算式により算出した額とし、保険金額を限度とします。

計算式

$$\text{損害保険金} = \text{次条または8条に定める損害額} - \text{免責金額(3,000円)}$$

2. 当社は、前項の損害保険金に加え、次の費用の額を費用保険金として支払います。ただし、1号および2号の費用については、それぞれ前項の損害保険金の10%に相当する額を限度とします。

費用	お支払いする費用保険金
(1) 残存物取片づけ費用	4条(保険金をお支払いする場合)の損害保険金がお支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用。
(2) 損害防止費用	第2章基本条項18条(損害防止義務)1項の場合において、保険契約者または被保険者が、4条(保険金をお支払いする場合)1項1号から3号までの発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な次に掲げる費用。ただし、5条(保険金をお支払いしない場合)に掲げる事由に該当しない場合に限ります。 ア 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用 イ 消火活動に使用したことにより損傷した物(注1)の修理費用または再取得費用 ウ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用(注2)

(注1) 消火活動に従事した者の着用物を含みます。

(注2) 人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。

3. 当社は、前1項および前項の保険金の合計額が保険金額を超えるときでも、1,000万円を限度に支払います。

7条 損害額の決定

1. 当社が4条(保険金をお支払いする場合)の規定に従い損害保険金として支払うべき損害額は、次の算式により算出した額とします。ただし、保険の対象の再取得価額を限度とします。

$$\text{損害額} = \text{修理費} - \text{修理にともなって生じた残存物がある場合は、その価額}$$

2. 前項の修理費とは、損害が生じた地および時において、保険の対象を損害発生直前の状態(注1)に復旧するために保険の対象の修理に必要な費用(注2)をいい、前条2項の費用を除きます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

(注1) 質、用途、規模、型、能力において事故発生直前と同一の状態をいいます。

(注2) 復旧しない場合は、修理を行えば要すると認められる費用とします。

8条 他の保険契約等がある場合の保険金の支払額

1. 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険金の種類(注)ごとに下表に掲げる支払限度額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

(1) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

(2) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

下表に掲げる支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) 6条(支払保険金の計算)1項の損害保険金または同条2項の各費用保険金をいいます。

他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

事故または費用の種類		支払限度額
4条（保険金をお支払いする場合）の事故		損害額
6条（支払保険金の計算）2項の費用	残存物取片づけ費用	残存物取片づけ費用の額
	損害防止費用	損害防止費用の額

2. 前項の規定にかかわらず、他の保険契約に時価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定がある保険契約があるときは、4条（保険金をお支払いする場合）1項1号から8号までの損害保険金については、当社は、次に規定する算式によって算出した額を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

損害 保険金	=	損害額	-	時価額を基準として算出した損害額を支払う旨の約定がある他の保険契約によって支払われるべき損害保険金の額
-----------	---	-----	---	-----------------------------------------------------

3. 前1項の支払限度額および前項の損害額とは、それぞれの保険契約に支払保険金の計算に際して免責金額の適用がある場合には、7条（損害額の決定）に規定する損害額からそのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。
4. 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、前1項から前項までの規定をおのおの別に適用します。

第2章 基本条項

1条 保険期間－補償される期間

- この保険契約で補償される期間は、保険証券等に記載された保険始期日の午前0時に始まり、1年後の同一日付の前日午後12時に終わります。
- 前項の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

2条 保険料不払の場合の保険金支払

- 当社は、保険契約者が、保険料を払い込むべき払込期日にその払い込みを怠ったときは、保険料の払い込み前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。
- 前項にかかわらず、当社は、保険契約者が、更新契約の保険料を払い込むべき払込期日にその払い込みを怠ったときは、更新契約の初日以降に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- 当社は、前1項および前項の規定にかかわらず、保険料を払い込むべき払込期日に払込みがない場合でも、保険契約者が、当該保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末（以下「保険料払込猶予期間」といいます。）までに当該保険料全額を払い込んだ場合には、保険金をお支払いします。
- 前項の規定により、保険料払込み前の事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合もしくは更新契約において更新契約の初日以降に生じた事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は当該保険料を当社に払い込まなければなりません。

3条 保険契約が失効となる場合

- 保険料払込猶予期間までに、払い込まれるべき保険料の払込みがない場合には、保険契約は失効します。
- 前項の規定により、保険契約が失効したときは、保険料を返還しません。
- 前1項の規定による失効日は、保険料払込猶予期間満了日の翌日とします。
- 保険契約締結の後、1号に該当する場合は、その事実が発生したときに、保険契約は失効します。
 - (1) 被保険者が死亡または入居中の高齢者施設から退去した場合。
 - (2) 当社は保険契約が失効した月に、保険契約者宛に「失効通知」を送付します。
 - (3) 失効日以降に保険金等の支払事由が生じても、補償の対象にはなりません。

4条 契約時に告知いただく事項－告知義務

- 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 前項の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - (1) 前項に規定する事実がなくなった場合
 - (2) 当社が保険契約締結の際、前項に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
 - (3) 保険契約者または被保険者が、第1章家財補償条項4条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを

承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

(4) 当社が、前項の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

4. 前2項の規定による解除が第1章家財補償条項4条(保険金をお支払いする場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、12条(保険契約解除または解約の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
5. 前項の規定は、前2項に規定する事実に基づかずに発生した第1章家財補償条項4条(保険金をお支払いする場合)の事故による損害については適用しません。

5条 契約後に通知いただく事項－通知義務

1. 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。
 - (1) 被保険者が死亡または入居中の高齢者施設から退去したこと。
 - (2) 入居中の高齢者施設の変更または施設内での居室変更に伴い保険の対象を他の場所に移転したこと。
 - (3) 1号および2号のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生したこと。
- (注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。
2. 前項の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
3. 前項の規定による解除が第1章家財補償条項4条(保険金をお支払いする場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、12条(保険契約解除または解約の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで

生した第1章家財補償条項4条(保険金をお支払いする場合)の事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

6条 契約後に通知いただく事項－保険契約者の住所変更

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

7条 保険契約の無効

保険契約締結の際、次の各号のいずれかの事実があったときは、保険契約は無効とします。

- (1) 保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が既に発生していたことを知っていたとき。
- (2) 既に被保険者を同じくする当社の他の家財保険契約があるとき。この場合には保険始期日が最も早い保険契約のみを有効とし、その他の保険契約は無効とします。
- (3) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結したとき。

8条 保険契約の取消し

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

9条 保険金額の調整

1. 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の再取得価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
2. 保険契約締結の後、保険の対象の再取得価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の再取得価額に至るまでの減額を請求することができます。

10条 重大事由による解除

1. 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- (2) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- (3) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
- ①反社会的勢力(注1)に該当すると認められること。
 - ②反社会的勢力(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ③反社会的勢力(注1)を不当に利用していると認められること。
 - ④法人である場合において、反社会的勢力(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ⑤その他反社会的勢力(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(4) 前1号から前号までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、前1号から前号までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注1) 暴力団、暴力団員(注2)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

2. 前項の規定による解除が第1章家財補償条項4条(保険金をお支払いする場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、前項1号から4号までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第1章家財補償条項4条(保険金をお支払いする場合)の事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
3. 保険契約者または被保険者が前1項3号①から⑤までのいずれかに該当することにより前1項の規定による解除がなされた場合には、前項の規定は、前1項3号①から⑤までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

11条 保険契約者による保険契約の解約

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。

12条 保険契約解除または解約の効力

保険契約の解除または解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。

13条 保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合

1. 保険料を変更する必要がある場合の保険料の返還または請求は次のとおりとします。

返還または請求する場合	当社が返還または請求する額
(1) 4条(契約時に告知いただく事項—告知義務)1項により告げられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求します。
(2) 5条(契約後に通知いただく事項—通知義務)2項の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合	<p>ア 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。</p> $\text{変更後の保険料と変更前の保険料との差額} \times \frac{\text{未經過期間の月数(注1)}}{\text{保険期間月数(注2)}}$ <p>イ 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。</p> $\text{変更後の保険料と変更前の保険料との差額} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間の月数(注3)}}{\text{保険期間月数(注2)}} \right)$
(3) (1)、(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	<p>イ 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。</p> $\text{変更後の保険料と変更前の保険料との差額} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間の月数(注3)}}{\text{保険期間月数(注2)}} \right)$

(注1) 未經過期間とは、保険期間の末日までの残存期間をいい、未經過期間の月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。なお、1項2号の場合における未經過期間は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(注2) 保険期間月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。

(注3) 既経過期間とは、保険期間の初日から既に経過した期間をいい、既経過期間の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。なお、1項2号の場合における既経過期間は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時までの期間をいいます。

2. 当社は、保険契約者が1項1号または2号の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （注）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
3. 1項1号または2号の規定による追加保険料を請求する場合において、1項2号の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
4. 前項の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第1章家財補償条項4条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害については適用しません。
5. 1項3号の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

14条 保険料の返還－無効、失効または取消しの場合

保険契約の無効、失効または取消しの場合における保険料の返還は次のとおりとします。

事由	当社が返還する額
(1) 7条（保険契約の無効）1項および3項の規定により保険契約が無効となる場合	保険料を返還しません。
(2) 8条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合	
(3) 3条（保険契約が失効となる場合）4項の規定により保険契約が失効となる場合	別表の算式および返戻率により算出した額を返還します。
(4) 7条（保険契約の無効）2項の規定により保険契約が無効となる場合	保険料の全額を返還します。

15条 保険料の返還－保険金額の調整の場合

保険契約者が9条（保険金額の調整）1項の規定により保険契約を取り消した場合または同条2項の規定により保険金額の減額を請求した場合の保険料の返還は次のとおりとします。

返還する場合	当社が返還する額
(1) 9条（保険金額の調整）1項の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合	保険契約締結時に遡 ^{さかのぼ} って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
(2) 9条（保険金額の調整）2項の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{変更後の保険料と変更前の保険料との差額} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間の月数（注1）}}{\text{保険期間月数（注2）}} \right)$

（注1）既経過期間とは、保険期間の初日から既に経過した期間をいい、既経過期間の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。

（注2）保険期間月数の算出において、1か月に満たない期間は1か月とします。

16条 保険料の返還－解除または解約の場合

保険契約を解除または解約した場合における保険料の返還は次のとおりとします。

事由	当社が返還する額
(1) 4条（契約時に告知いただく事項－告知義務）2項の規定により、当社が保険契約を解除した場合	別表の算式および返戻率により算出した額を返還します。
(2) 5条（契約後に通知いただく事項－通知義務）2項または9条（重大事由による解除）1項の規定により、当社が保険契約を解除した場合	
(3) 11条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	

17条 事故の通知

1. 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（注）を当社に遅滞なく通知しなければなりません。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

2. 保険の対象について損害が生じた場合は、当社は、事故が生じた建物もしくは敷地内に収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
3. 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前1項の規定に違反した場合は、当社は、それによって当

社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

18条 損害防止義務

1. 保険契約者または被保険者は、第1章家財補償条項4条（保険金をお支払いする場合）の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
2. 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく前項に規定する義務を履行しなかった場合は、当社は、損害額から防止することができたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

19条 残存物の帰属

当社が第1章家財補償条項4条（保険金をお支払いする場合）の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。

20条 保険金の請求

1. 当社に対する保険金請求権は、第1章家財補償条項4条（保険金をお支払いする場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
2. 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
 - (1) 保険金の請求書
 - (2) 損害見積書
 - (3) その他当社が次条1項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
3. 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - (1) 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - (2) 1号に規定する者がいない場合または1号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - (3) 前1号および前号に規定する者がいない場合または前1号および前号に規定する者に保険金を

請求できない事情がある場合には、前1号以外の配偶者（注）または前号以外の3親等内の親族

- (注) <この保険約款全般に共通する用語の説明一定義>の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
4. 前項の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
 5. 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、前2項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
 6. 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合または前2項、前3項もしくは前項の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

21条 保険金の支払時期

1. 当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - (2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - (3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）および事故と損害との関係
 - (4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - (5) 前1号から前号までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注1) 被保険者が前条2項および3項の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 再取得価額を含みます。

2. 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

（1）前項1号から4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日

（2）前項1号から4号までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

（3）災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における前項1号から5号までの事項の確認のための調査 60日

（4）前項1号から5号までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1）被保険者が前条2項および3項の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

3. 前1項および前項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、前1項または前項の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

4. 当社は前1項または前2項に規定した期日を超えて保険金をお支払いする場合は、その期日の翌日から当社所定の利率で計算した遅延利息を加えて保険金をお支払いたします。

22条 配当金

この保険契約には契約者配当金はありません。

23条 時効

1. 保険金請求権は、17条（保険金の請求）1項に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

2. 保険料等の返金に際し、返金先が不明などの理由で返金事由が生じた日から3年間返金できなかった場合、保険契約者の返還請求権は時効により消滅します。

24条 代位

1. 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

（1）当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

（2）前号以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金がかつられていない損害の額を差し引いた額

2. 前項2号の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

3. 保険契約者および被保険者は、当社が取得する前1項または前項の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

25条 保険金支払後の保険契約

第1章家財補償条項4条（保険金をお支払いする場合）の損害保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。

26条 保険料の増額または保険金の削減

1. 当社は、大型台風、航空機事故などの巨大災害等の発生により保険金の支払事由が集積し、経営維持に重大な影響があると認められる場合に限り、保険金の削減払いを行うことがあります。

2. 当社は、保険料の計算基礎が予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険契約満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。

3. 前1項および前項の適用を行う場合は、保険契約者に書面にて速やかに通知します。

27条 保険契約の更新

1. 当社は、保険契約の満了日の60日前までに、更新後の契約の保険金額および保険料を記載した書面（以下「更新案内書」といいます。）を保険契約者に郵送します。

2. 前項の更新案内書の記載内容に変更すべき事項があるときは、保険契約者は、この保険契約の満了する日の30日前までに、書面にて当社に通知しなければなり

ません。この場合の通知については、4条（契約時に告知いただく事項－告知義務）の規定を適用します。

3. 当社は、前1項の規定により更新案内書を送付した場合において、保険契約者より、この保険契約の満了する日の前日までに、特段の意思表示がない場合には、更新案内書の記載内容と同一の内容で保険契約を更新します（以下「更新契約」といいます。）。以後、更新契約が満了する都度同様とします。
4. 当社は、保険契約を更新した場合には、契約更新のご通知を保険契約者に交付します。
5. 当社は、保険契約を更新するにあたり、収支予測、その他の方法により保険料率の妥当性を検証し、その検証結果を踏まえ、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。
6. 前項の更新時における保険料の増額または保険金額の減額を行う場合は、当社は、保険契約者に対し保険期間満了日の60日前までに書面によりその内容を通知します。
7. 更新契約に適用する保険料（付帯される特約の保険料を含みます。）は、各更新契約の初日における当社の保険料の算出方法により計算します。
8. 更新契約に適用する普通保険約款および保険料は、各更新契約の初日におけるものとします。
9. 当社は、この商品が不採算となり、更新契約の引受けが困難となった場合は、その契約の更新を引き受けないことがあります。
10. 当社は、前項の適用を行う場合は、保険契約者に書面にて速やかに通知します。

28条 保険契約者の変更

1. 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
2. 前項の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
3. 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

29条 訴訟の提起

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

30条 準拠法

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

（別表）

算式	返還する保険料＝保険料×既経過月数に対する返戻率 既経過月数とは、保険期間の初日から解約日までの既経過月数とします。なお、1か月に満たない場合は、切り上げて1か月とし、既経過月数に加算します。	
返戻率	既経過月数	返戻率
	1	0.55
	2	0.50
	3	0.45
	4	0.40
	5	0.35
	6	0.30
	7	0.25
	8	0.20
	9	0.15
	10	0.10
	11	0.05
	12	0

◆◆◆◆◆罹災時諸費用補償特約 目次◆◆◆◆◆

- 1条 保険金をお支払いする場合
- 2条 罹災時諸費用保険金の支払額
- 3条 他の保険契約等がある場合の保険金の支払額
- 4条 この特約が付帯された保険契約との関係
- 5条 準用規定

罹災時諸費用補償特約

1条 保険金をお支払いする場合

当社は、この特約に従い、普通保険約款第1章家財補償条項4条（保険金をお支払いする場合）1項1号から8号までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、罹災時諸費用保険金を支払います。

2条 罹災時諸費用保険金の支払額

当社は、普通保険約款第1章家財補償条項4条（保険金をお支払いする場合）1項1号から8号までの損害保険金の30%に相当する額を、1条（保険金をお支払いする場合）の罹災時諸費用保険金として、支払います。

3条 他の保険契約等がある場合の保険金の支払額

1. 1条（保険金をお支払いする場合）の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合におい

- (5) 被保険者が傷害入院により給付金の支払いを受けた場合、その保険金をお支払いした入院開始日からその日を含めて180日以内に開始した新たな傷害入院に対しては傷害入院給付金の支払いは行いません。
- (6) 被保険者が前1号に定める入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因が同一の不慮の事故であるか、または医学上重要な関係（備考参照）があると当社が認めた場合で、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて90日以内に次の入院を開始したときは、これを1回の入院とし、2回目以降の入院に対する傷害入院給付金は支払いません。
- (7) 被保険者が前1号に定める入院を開始したときに異なる傷害を併発していた場合、またその入院中に異なる傷害を併発した場合には、当該入院開始の原因となった傷害により継続して入院したものとみなします。
- (8) 被保険者が入院中に契約の満了日を迎え、契約を更新した場合で、保険期間をまたいで入院が継続しているときは、更新日以降の入院を更新前の保険期間中の入院とみなします。
- (9) 被保険者が入院中に契約の満了日を迎え、契約が更新されなかった場合で、満了日を含めて入院が継続しているときは、満了日翌日以降の入院を保険期間中の入院とみなします。

備考

1. 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ入居施設等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。なお、柔道整復師法に定める柔道整復師による施術は、医師による治療に準じて取り扱います。

2. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所をいいます。なお、柔道整復師法に定める施術所は、病院または診療所に準じて取り扱います。また、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

3. 傷害の治療を目的とした入院

美容上の処置、治療を伴わない診断・検査（人間ドック検査を含む。）等により入院した場合は、「傷害の治療を目的とした入院」には該当しません。

4. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、病名を異にする場合でも、医師が重要な関係があると診断したものを指します。

2条 免責事項

1. 次のいずれかにより被保険者が入院した場合は、傷害入院給付金を支払いません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって被保険者が入院したとき
- (2) 被保険者の犯罪行為によって被保険者が入院したとき
- (3) 被保険者の精神障害（備考参照）を原因とする事故によって被保険者が入院したとき
- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によって被保険者が入院したとき
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によって被保険者が入院したとき
- (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転または酒酔い運転をしている間に生じた事故によって被保険者が入院したとき
- (7) 被保険者の薬物依存（備考参照）を原因とする事故によって被保険者が入院したとき
- (8) 戦争・事変（備考参照）・暴動（備考参照）、地震・噴火・津波によって被保険者が入院したとき
- (9) むちうち症または腰・背痛で、他覚症状のないものにより入院したとき

2. 前項の免責事由は、保険契約を更新した場合を含めて全保険期間に亘り適用されます。

3. 免責事由に該当した場合でも保険契約は継続します。

備考

1. 事変

「事変」とは互いに宣戦布告しておらず公式には戦争状態にはないが、実質的な戦争状態をいいます。

2. 暴動

「暴動」とは群集または集団の行動によって、一部の地域において著しく平穏が害され、治安維持活動が必要な状態をいいます。

3. 精神障害

「精神障害」とは、平成21年3月23日 総務省告示第176号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003）準拠」に記載された分類項目中、基本分類コードF00～F99に規定される内容によるものとします。

4. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日 総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

3条 給付金の削減支払

一時に多くの支払事由が発生し、この保険の計算の基礎に重大な影響を及ぼし本保険制度の財政に大きな影響を与えるときは、当社の定めるところにより、傷害入院給付金を削減して支払うことがあります。

4条 保険始期日

1. この特約の保険始期日は、主契約と同一とします。
2. 保険料は保険始期日における被保険者の年齢により計算します。

5条 この特約が付帯された保険契約との関係

1. この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。
2. この特約が付帯された保険契約が保険期間の途中において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

6条 保険料払込猶予期間中の給付金の支払

保険料払込猶予期間中に傷害入院給付金の支払事由が生じた場合は、保険料払込猶予期間中の入院については保障の対象となります。ただし、契約が失効した場合、失効日以降に傷害入院給付金の支払事由が生じても保障の対象とはなりません。

7条 更新契約の傷害入院給付金額と更新可能年齢

1. 更新契約の傷害入院給付金額は更新契約の初日における被保険者の満年齢によりあらためて計算します。
2. 更新契約の初日における被保険者の年齢が満100歳まで、この特約を更新することができます。

8条 傷害入院給付金の請求

1. 傷害入院給付金の受取人は被保険者またはその代理者（保護者等）となります。
2. 傷害入院給付金の支払事由が生じた場合、保険契約者または受取人は遅滞なく当社に通知してください。
3. 受取人は支払事由を証する医師の診断書等のほか、別表2に定める当社の指定する必要書類を提出することを要します。

4. 当社は前項の事実確認をおこなった場合を除き、請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、受取人が指定した口座宛に傷害入院給付金を支払います。ただし、書類に不備があった場合は、完備した日から起算します。

5. 傷害入院給付金の支払事由につき、当社による事実確認を必要とすることがあります。その場合、保険契約者、受取人が当社からの質問または事実の照会に対して正当な理由なく回答または協力を拒んだときは、前項にかかわらず、その回答または協力を得て必要な事実確認が終わるまでは傷害入院給付金を支払いません。

6. 傷害入院給付金を支払うために事実の確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から傷害入院給付金請求時までの間に当社に提出された書類のみでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（当社が指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前3項の規定にかかわらず、傷害入院給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

- (1) 傷害入院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合、前1条1項に定める傷害入院給付金の支払事由に該当する事実の有無
- (2) 傷害入院給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合、傷害入院給付金の支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合、当社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
- (4) この約款に規定する重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合、前2号に規定する事項または保険契約者、被保険者もしくは傷害入院給付金の受取人の保険契約締結の目的または傷害入院給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から傷害入院給付金請求までにおける事実

7. 前項の確認を行うために、以下の各号に掲げる事項について特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、傷害入院給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日から起算して当該各号に規定する日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。

- (1) 前項1号、2号または4号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会 180日
- (2) 前項1号、2号または4号に定める事項につい

ての学究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 90日

(3) 前項1号、2号または4号に定める事項についての保険契約者、被保険者または傷害入院給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかの場合における、前項1号、2号または4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果について、警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

(4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

8. 前2項に掲げる事項の事実の確認に際し、保険契約者または傷害入院給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は傷害入院給付金を支払いません。

9. 6項または7項の場合には、傷害入院給付金を支払うために確認が必要な事項および傷害入院給付金を支払うべき期限を、当社は、傷害入院給付金を請求した者に通知します。

10. 4項、6項および7項に定める期日をこえて傷害入院給付金を支払う場合は、当社は、その期日の翌日から当社所定の利率で計算した遅延利息を傷害入院給付金の受取人に支払います。ただし、8項の定めにより生じた確認が遅延した期間については、当社は、遅滞の責任を負いません。

9条 準用規定

この特約に別段の定めのない場合は、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

別表1（対象となる不慮の事故）

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類表番号
1. 交通事故	V01 ~ V99
2. 転倒・転落	W00 ~ W19
3. 不慮の溺死及び溺水	W65 ~ W74
4. 不慮の窒息	W75 ~ W84
5. 煙、火及び火災への曝露	X00 ~ X09
6. 有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	X40 ~ X49
7. その他の不慮の事故	W20 ~ W64
	W85 ~ W99
	X10 ~ X39 X50 ~ X59

別表2（傷害入院給付金の請求書類）

- ・当社所定の請求書
 - ・事故であることを証する書類
 - ・当社所定の様式による医師の診断書
 - ・被保険者の住民票
 - ・保険証券
- ※被保険者の住民票は被保険者と保険金等の受取人が同一人物である場合には提出不要です。
- ※当社は上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

◆◆◆◆◆高齢者施設損害補償特約 目次◆◆◆◆◆

この特約の趣旨

- 1条 保険金の支払
- 2条 免責事項
- 3条 保険金の支払額
- 4条 通知義務
- 5条 事故の発生
- 6条 当社による解決
- 7条 保険金の請求
- 8条 保険金の支払時期
- 9条 他の保険契約等がある場合の保険金の支払額
- 10条 特約の消滅
- 11条 準用規定

高齢者施設損害補償特約

この特約の趣旨

この特約は、高齢者施設（注）に入居している被保険者が、この特約の保険期間中に建物内の設備等や建物内で他人の物品を損壊しその費用を弁済した場合に、保険金をお支払することを主な内容とするものです。

(注) 高齢者施設とは、有料老人ホームおよび特別養護老人ホームのうち、個室(準個室(多床室を間仕切り等で区切ったもの)を除く)を有する施設をいいます。

1条 保険金の支払

この特約の高齢者施設損害補償保険金は次のとおりです。

高齢者施設損害補償保険金

被保険者が保険期間中に日本国内における高齢者施設の建物内で生じた次のいずれかの費用の全部または一部を被保険者が実際に負担した場合に、この約款に従い、負担した金額を限度に、高齢者施設損害補償保険金を支払います。

(1) 被保険者の高齢者施設の建物内での日常生活に起因する偶然な事故による高齢者施設の建物内の設備・什器・備品(注1)の破損、毀損、汚損、水濡れ損によって、貸主または施設設備所有者が被った損害のうち、損害発生の直前の状態に復旧するために必要な修理費用または再取得費用(注2)

(注1) 設備・什器・備品には、商品・現金・有価証券・動植物・美術品・骨董品・貴金属・宝飾品を含みません。

(注2) 経年変化・自然消耗によるものは含みません。また、退去時の居室内の損耗に基づく原状回復費用は含みません。

(2) 被保険者の高齢者施設の建物内での日常生活に起因する偶然な事故により発生した他人(注1)の財物物品(注2)の損壊によって被った損害のうち、事故発生の直前の状態に復旧するために必要な修理費用または再取得費用

(注1) 他人には、被保険者の親族を含みません。

(注2) 物品には、商品・現金・有価証券・動植物・美術品・骨董品・貴金属・宝飾品を含みません。

2条 免責事項

次のいずれかにより被保険者が前条の要件を満たした場合は、高齢者施設損害補償保険金を支払いません。

(1) 保険契約者(注1)、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意

(2) 戦争・事変(注2)・暴動(注3)、地震・噴火・津波

(3) 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故

(4) (3)以外の放射線照射または放射能汚染

(5) (2)から(4)までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(注1) 法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 事変とは、互いに宣戦布告しておらず公式には戦争状態にはないが、実質的な戦争状態をいいます。

(注3) 暴動とは、群集または集団の行動によって、一部の地域において著しく平穏が害され、治安維持活動が必要な状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

3条 保険金の支払額および支払回数

1. 当社が1回の事故につき支払うべき高齢者施設損害補償保険金の額は、次のとおりとします。

(1) 1条1号の損害が生じた場合には、被保険者が実際に負担した修理費用または再取得費用の額が、免責金額3,000円を超過する場合にはその超過する額。

ただし、高齢者施設損害補償保険金額を限度とします。

(2) 1条2号の損害が生じた場合には、被保険者が実際に負担した修理費用または再取得費用の額が、免責金額3,000円を超過する場合にはその超過する額。

ただし、事故が発生した時点で被害者が身に付けていた物品の場合は5万円を限度とし、それ以外の物品の場合は10万円を限度とします。

2. 1保険期間中に1条の損害を被る事故が複数回生じた場合でも、支払う保険金の支払回数は1回を限度とします。

3. 当社が10回目的高齢者施設損害補償保険金をお支払いした場合には、この特約はその時点で終了し、以降の契約の更新を行わないものとします。この場合、当社が10回目的高齢者施設損害補償保険金のお支払を確定した日をもってこの特約が終了し、支払確定日以降、保険期間終了日までの残期間に対するこの特約の返戻金を支払います。

4条 通知義務

保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。

(1) 被保険者が死亡または入居中の高齢者施設から退去したこと。

(2) 入居中の高齢者施設の変更または施設内での居室変更を行ったこと。

(3) 1号、2号のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生したこと。

(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等において、本条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

5条 事故の発生

1. 保険契約者または被保険者は、当社が保険金を支払うべき損害が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を行わなければなりません。
 - (1) 事故発生の日時、場所、高齢者施設の貸主・施設設備所有者の住所、氏名または被害者の住所、氏名、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所、氏名を、また弁済の請求を受けた場合はその内容を、遅滞なく、書面をもって当社に通知すること。
 - (2) 他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとること。
 - (3) 損害の発生および拡大の防止に努めること。
 - (4) 他の保険契約等(注1)の有無および内容(注2)について遅滞なく当社に通知すること。
 - (5) 1号から4号までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

(注1) 1条の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(注2) 既に他の保険契約等(注1)から保険金または共済金の支払いを受けた場合には、その事実を含みます。

2. 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項のいずれかの義務に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- (1) 前項1号、4号または5号の場合は、それによって当社が被った損害の額
- (2) 前項2号の場合は、第三者から損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができたと認められる額
- (3) 前項3号の場合は、防止または軽減することができたと認められる額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

6条 当社による解決

当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害の弁済責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

7条 保険金の請求

1. 高齢者施設損害補償保険金の受取人は被保険者またはその代理者(保護者等)となります。
2. 当社に対する保険金請求権は、1条の損害が生じたことにより、被保険者が入居契約等の契約に基づき弁済費用を請求され、それに基づき被保険者が実際に支払ったとき、または、被害者から損害発生の直前の状態に復旧するための弁済費用を求められ、被保険者が実際に弁済したときに発生し、これを行使することができます。
3. 受取人は高齢者施設損害補償保険 別表1に定める当社の指定する必要書類を提出することを要します。
4. 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者等に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
5. 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合または2項もしくは前項の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

8条 保険金の支払時期

1. 当社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - (2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - (3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - (4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取り消しの事由に該当する事実の有無
 - (5) 1号から4号までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注) 被保険者が前条3項および4項の規定による手続を

完了した日をいいます。

2. 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- (1) 前項1号から4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）180日
- (2) 前項1号から4号までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- (3) 災害救助法が適用された災害の被災地域における前項1号から5号までの事項の確認のための調査 60日
- (4) 前項1号から5号までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1）被保険者が前条3項および4項の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

3. 1項および前項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、1項または前項の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

4. 当社は前1項または前2項に規定した期日を超えて保険金をお支払いする場合は、その期日の翌日から当社所定の利率で計算した遅延利息を加えて保険金をお支払いたします。

9条 他の保険契約等がある場合の保険金の支払額

この特約によって支払われる損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- (1) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- (2) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額（注）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引

いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

（注）他の保険契約に保険証券記載の支払限度額を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

10条 特約の消滅

この特約は、3条3項のほかに、次の場合にその事由が生じたときにさかのぼって消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 被保険者が高齢者施設から退去したとき
- (3) この特約が付帯された保険契約が保険期間の中途において終了したとき

なお、解約返戻金がある場合は、普通保険約款第2章16条の規定に基づき返戻します。

11条 準用規定

この特約に別段の定めのない場合は、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

別表1（高齢者施設損害補償保険金の請求書類）

- ・当社所定の請求書
- ・当社所定の事故状況報告書
- ・損害を証明する書類
- ・弁済額の支払があったことを示す書類
- ・その他当社が9条1項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定められたもの
- ・被保険者の住民票
- ・保険証券

※被保険者の住民票は被保険者と保険金等の受取人が同一人物である場合には提出不要です。

※当社は上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆通信販売特約 目次◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

- 1条 特約の適用
- 2条 保険契約の申込みおよび引受け
- 3条 保険期間の開始日
- 4条 保険料の払込
- 5条 準用規定

通信販売特約

1条 特約の適用

この特約は、保険契約の申込みをしようとする者が2条（保険契約の申込みおよび引受け）に定める申込書類の郵送により保険契約の申込みを行う場合に適用します。

2条 保険契約の申込みおよび引受け

1. 当社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、保険契約申込書に所要の事項を記載し、当社に送付することにより保険契約の申込みをすることができるものとします。
2. 前項の規定により当社が保険契約申込書の送付を受けた場合は、当社は、保険契約の引受けの可否を審査するものとします。

3条 保険期間の開始日

1. 当社が保険契約の申込みを承諾したときは、申込書類（不備がある場合は不備解消後の申込書類）の到着日が1日から15日までの場合は翌月1日、16日以降の場合は翌々月1日を保険期間の開始日とします。
2. 当社は、保険期間の開始日の属する月の末日までに第1回保険料を保険契約者指定の銀行等の口座またはクレジットカードに請求します。
3. 口座振替依頼書・クレジットカード扱特約付加申込書の不備、残高不足、クレジットカードによる決済が行われなかった等により第1回目の保険料が払込期月に払い込まれなかったときは、払込期月の翌月に再請求をかけることとし、払込期月の翌月末までに第1回目の保険料が払い込まれなかったときは、保険契約は無効となります。
4. 当社は第1回保険料を受領後に保険証券を契約者あてに発行します。

4条 保険料の払込

1. 保険料の払込は口座振替またはクレジットカード払によるものとします。
2. 更新時の保険料は、払込期月中に払い込むものとします。なお、払込期月は毎年の更新日の属する月の1日から末日までとします。

5条 準用規定

この特約に別段の定めのない場合は、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆保険料の口座振替に関する特約 目次◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

用語の定義

- 1条 特約条項の不適用
- 2条 保険料の払込み
- 3条 保険期間の開始日
- 4条 準用規定

保険料の口座振替に関する特約

用語の定義

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次表に定めるところに従います。

用語		定義
指定口座	していこうざ	保険契約者が指定する提携金融機関に設けられた口座をいいます。
提携金融機関	ていけいきん ゆうきかん	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

1条 特約条項の不適用

次のいずれかの条件が満たされない場合には、次条以下の規定は、この保険契約に適用しないものとします。

- (1) 保険契約締結の時に、指定口座が存在すること。
- (2) 保険契約締結の際、当社の定める保険料口座振替依頼手続がなされていること。

2条 保険料の払込み

1. この保険契約においては、保険料の払込みは、保険料払込期日に指定口座から当社の指定する口座に振り替えることによって行います。
2. 保険契約者は、保険料払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
3. 保険料払込期日に保険料の払込みがない場合は、保険契約者は、保険料を当社の指定する期日までに、当社の指定する方法により払い込まなければなりません。
4. 保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末までに保険料を払い込んだ場合は、この特約条項が付帯された普通保険約款の保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

5. 保険契約者の故意または重大な過失により保険料が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに払い込まなかった場合を除き、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて前項の規定を適用します。

3条 保険期間の開始日

当社が保険契約の申込みを承諾したときは、申込書類の到着日が1日から15日までの場合は翌月に、16日以降の場合は翌々月に保険料の口座振替を行います。また保険料の振替日をあらかじめ保険契約者に通知します。

4条 準用規定

この特約に別段の定めのない場合は、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された特約の規定を準用します。

◆◆◆◆◆クレジットカード扱特約 目次◆◆◆◆◆

- 1条 特約の適用
- 2条 保険料の払込
- 3条 諸変更
- 4条 特約の消滅
- 5条 普通保険約款の規定の準用

クレジットカード扱特約

1条 特約の適用

1. この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の途中において、保険契約者から、当社の指定したクレジットカード（以下、「クレジットカード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合に適用します。
2. 前1項のクレジットカードは、保険契約者が、当社の指定したクレジットカード発行会社（以下、「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約その他これに準じるもの（以下、「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されかつ使用を認められたものに限ります。
3. 当社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性等および利用限度額内であること等（以下、「クレジットカードの有効性等」といいます。）の確認を行なうものとし

2条 保険料の払込

1. 当社は、普通保険約款の規定にかかわらず、当社がクレジットカードの有効性等を確認し、カード会社に保険料を請求した時に、保険料の払込があったものとし

ます。

2. 同一のクレジットカードにより2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合には、保険契約者は、当社に対しその払込順序を指定できないものとします。
3. 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたいが、保険料相当額をカード会社に払い込むことを要します。
4. 当社は、クレジットカードにより払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

3条 諸変更

1. 保険契約者は、クレジットカードを同一のカード会社の他のクレジットカードに変更することができます。また、カード会社を他のカード会社に変更することができます。この場合、あらかじめ当社に申し出て下さい。
2. 保険契約者がクレジットカードによる保険料の払込を停止する場合には、あらかじめ当社に申し出て下さい。

4条 特約の消滅

1. つぎの場合、この特約は消滅します。
 - (1) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (2) 他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき
 - (3) 保険契約が失効したとき
 - (4) 当社がクレジットカードの有効性等を確認できなかったとき
 - (5) 当社がカード会社から保険料相当額を領収できないとき
 - (6) カード会社がクレジットカードによる保険料の払込の取扱を停止したとき
2. 前項の4号から6号の規定に該当する場合、当社はその旨を保険契約者に通知します。
3. 前1項4号、5号または6号の規定により、この特約が消滅した場合には、保険契約者は、保険料の払込方法が確定するまでの間の保険料を当社指定の方法により払い込んでください。

5条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。

